

平成 2 0 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 1 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第 13 号  
平成 21 年 9 月 10 日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

北 林 泰 (印)

小 林 喜 文 (印)

松 本 義 宏 (印)

天 宅 陸 行 (印)

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

平成 21 年 8 月 4 日付け財第 1299 号で審査依頼がありました平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

- 目 次 -

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	3
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	11

( 参 考 )

1	新行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率	12
2	用語の説明	13
3	比率算定の対象となる範囲	17

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

審査は、平成 20 年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

### 2 審査の手続

審査に当たっては、以下の点を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

## 第 2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等は、次表のとおりで、実質公債費比率が 19.9%、将来負担比率が 360.1%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか 8 会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	比 較 増減( )	( 参 考 )	
					早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	- %	- %	-	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-	8.75	25(注)
	実 質 公 債 費 比 率	19.9	20.2	0.3	25	35
	将 来 負 担 比 率	360.1	361.7	1.6	400	

(注) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置があり、平成 20 年度決算及び 21 年度決算は 25%、22 年度決算は 20%、23 年度決算以降は 15%となっている。

区 分		平成 20 年度	( 参 考 )
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	%	20
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計		
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計		
	兵 庫 県 電 気 事 業 会 計		
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計		
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計		
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計		
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計		
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計		

## 2 審査の意見

平成 20 年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画の策定等が義務付けられたが、本県において算定された比率を見ると、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っているものの高い水準にある。

また、今年度の比率は新行革プラン初年度の決算に基づき算定されたものであるが、新行革プランの財政フレームに示された率（実質公債費比率 20.1%、将来負担比率 374.3%）を下回っている。

これら比率の内容を分析すると、次のとおりである。

- (1) 実質公債費比率は、前 3 か年（平成 18 年度、19 年度、20 年度）の平均により算定されるが、単年度の比率について見ると、平成 20 年度は 21.0%で、19 年度の 18.9%と比較して 2.1 ポイント上昇している。これは県債管理基金の積立不足に対する加算が 22,440,600 千円増加（増加率 65.9%）したこと等によるものである。
- (2) 将来負担比率は、前年度と比較すると 1.6 ポイント低下しているが、これは臨時財政対策債発行可能額の増等により標準財政規模が増加したこと等によるものであり、県債残高や公社の債務等に係る負担見込額など県が将来実質的に負担する可能性がある債務等の残高は、交付税算入見込額等を除いても 7,914,723 千円増加（増加率 0.3%）している。

このように実質公債費比率及び将来負担比率は前年度と比較して低下しているものの、その内容を見ると、県債管理基金の積立不足や県債残高等の増加など本県の財政は引き続き厳しい状況にある。

また、新行革プランにおいてもしばらくの間は実質公債費比率及び将来負担比率がともに上昇することが見込まれており、今後、本県の財政はさらに厳しさを増すものと考えられることから、元気で安全・安心な兵庫を目指し新しい時代の県政を機動的に推進していくためには財政基盤の確立が必要不可欠である。

このため、今後の県政の運営に当たっては、県政課題に的確に対応しつつ、新行革プランに基づいた行財政構造改革を着実に進め、持続可能な行財政構造の確立に一層の意を用いられたい。

### 第3 健全化判断比率の状況

#### 1 実質赤字比率

##### (1) 実質赤字比率

平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

##### (2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

##### (3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名	平成 20 年度 実 質 収 支	平成 19 年度 実 質 収 支	比較増減( )
一 般 会 計	千円 120,442	千円 33,436	千円 87,006
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	2,562	32,290	29,728
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
産業開発資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	6,522	0	6,522
合 計	129,526	65,726	63,800

(注) 1 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

2 県有環境林等特別会計の平成 19 年度欄には、旧県行造林事業特別会計に係る実質収支額を記載した。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は 129,526 千円の黒字で、前年度と比較すると、県営住宅事業特別会計で 29,728 千円減少したものの、一般会計で 87,006 千円増加したこと等のため、63,800 千円増加（増加率 97.1%）している。

## 2 連結実質赤字比率

### (1) 連結実質赤字比率

平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

### (2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------------------------------------------------

### (3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )
一般会計等の実質収支額		千円	千円	千円
		129,526	65,726	63,800
公営企業の資金不足額( )・資金剰余額	病院事業会計	0	0	0
	水道用水供給事業会計	13,428,341	12,208,494	1,219,847
	工業用水道事業会計	7,273,212	7,234,790	38,422
	電気事業会計	1,395,852	1,359,608	36,244
	水源開発事業会計	578	581	3
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	2,633,452	2,608,157	25,295
	港湾整備事業特別会計	76,280	25,627	50,653
	流域下水道事業特別会計	88,218	62,485	25,733
合 計	25,025,459	23,565,468	1,459,991	

(注) 1 公営企業のうち宅地造成事業以外の事業で資金不足額が生じる場合、その額から解消可能資金不足額を差引くことができるが、病院事業会計ではこの解消可能資金不足額(退職手当債現在高)を算入しているため、資金不足額は0となる。

2 公営企業のうち宅地造成事業で資金剰余額が生じる場合、その額から地方債残高及び他会計長期借入金等を差引くが、地域整備事業会計ではこれらを算入しているため、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は25,025,459千円の黒字で、前年度と比較すると、水源開発事業会計で資金剰余額が3千円減少したものの、水道用水供給事業会計で資金剰余額が1,219,847千円増加したこと等のため、1,459,991千円増加(増加率6.2%)している。



### 3 実質公債費比率

#### (1) 実質公債費比率

平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )
19.9 %	20.2 %	0.3

実質公債費比率は 19.9%で、前年度の 20.2%と比較して、0.3 ポイント低下している。

#### (2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前 3 か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

実質公債費比率	=	$\frac{\begin{array}{l} \text{( 地方債の元利償還金 ) + ( 準元利償還金 )} \\ - \text{( 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 )} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{( 標準財政規模 )} \\ - \text{( 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 )} \end{array}}$
( 3 か年平均 )		

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
分 子 ①	千円 184,584,571	千円 164,595,968	千円 172,443,827	千円 177,434,762
分 母 ②	875,752,447	869,724,775	862,343,411	808,337,843
単年度の比率 ( ① / ② )	21.0 %	18.9 %	19.9 %	21.9 %
実 質 公 債 費 比 率	平 成 20 年度	( 3 か年平均 ) 19.9 %		
	平 成 19 年度		( 3 か年平均 ) 20.2 %	

(注) 単年度の比率は小数点第 1 位において端数調整を行ったものを記載した。

平成 20 年度の実質公債費比率は、平成 20 年度、19 年度及び 18 年度の単年度の比率 ( 21.0%、18.9%及び 19.9% ) を平均した結果 19.9%となり、前年度の 20.2%と比較して、0.3 ポイント低下している。

これは、20 年度の単年度の比率が 17 年度の単年度の比率を下回ったことによるものである。

(3) 前年度との比較等

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、臨時財政対策債発行可能額の増等により標準財政規模が増加し、分母の額が増加したものの、県債管理基金の積立不足に対する加算の増により地方債の元利償還金等が増加し、分子の額も増加したため、2.1ポイント上昇している。

なお、実質公債費比率（単年度）の上昇は県債管理基金の積立不足が大きく影響していることから、財源対策として同基金を取り崩す場合は、十分留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減 ( )
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金	地方債の元利償還金	千円 312,611,716	千円 293,275,693	千円 19,336,023
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	56,512,600	34,072,000	22,440,600
	準元利償還金	14,090,868	12,082,341	2,008,527
	計	326,702,584	305,358,034	21,344,550
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	142,118,013	140,762,066	1,355,947
分子の額		184,584,571	164,595,968	19,988,603

- (注)1 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。  
2 県債管理基金の積立不足に対する加算は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類上、百万円単位（平成20年度 56,512.6百万円、19年度 34,072.0百万円）で記載されているため、この百万円単位の額に1,000を掛けたもので記載した。

(分母)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減 ( )
標準財政規模		千円 1,017,870,460	千円 1,010,486,841	千円 7,383,619
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	142,118,013	140,762,066	1,355,947
分母の額		875,752,447	869,724,775	6,027,672

#### 4 将来負担比率

##### (1) 将来負担比率

平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )
360.1 %	361.7 %	1.6

将来負担比率は 360.1%で、前年度の 361.7%と比較して、1.6 ポイント低下している。

##### (2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率	=	$\frac{\begin{aligned} & \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ & - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{(標準財政規模)} \\ & - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{aligned}}$
--------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減( )
分 子	千円 3,154,069,459	千円 3,146,154,736	千円 7,914,723
分 母	875,752,447	869,724,775	6,027,672

##### (3) 前年度との比較等

将来負担比率を前年度と比較すると、地方債の現在高の増等により将来負担額が増加し、分子の額が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額の増等により標準財政規模が増加し、分母の額も増加したため、前年度と比較して、1.6 ポイント低下している。

なお、上記のとおり地方債の現在高は増加しており、また、今後も新行革プランにおいて退職手当債や行革推進債の発行が見込まれている。

退職手当債や行革推進債は交付税措置がない分、将来負担比率を押し上げる要因となることから、起債に当たってはそのことに十分留意する必要がある。

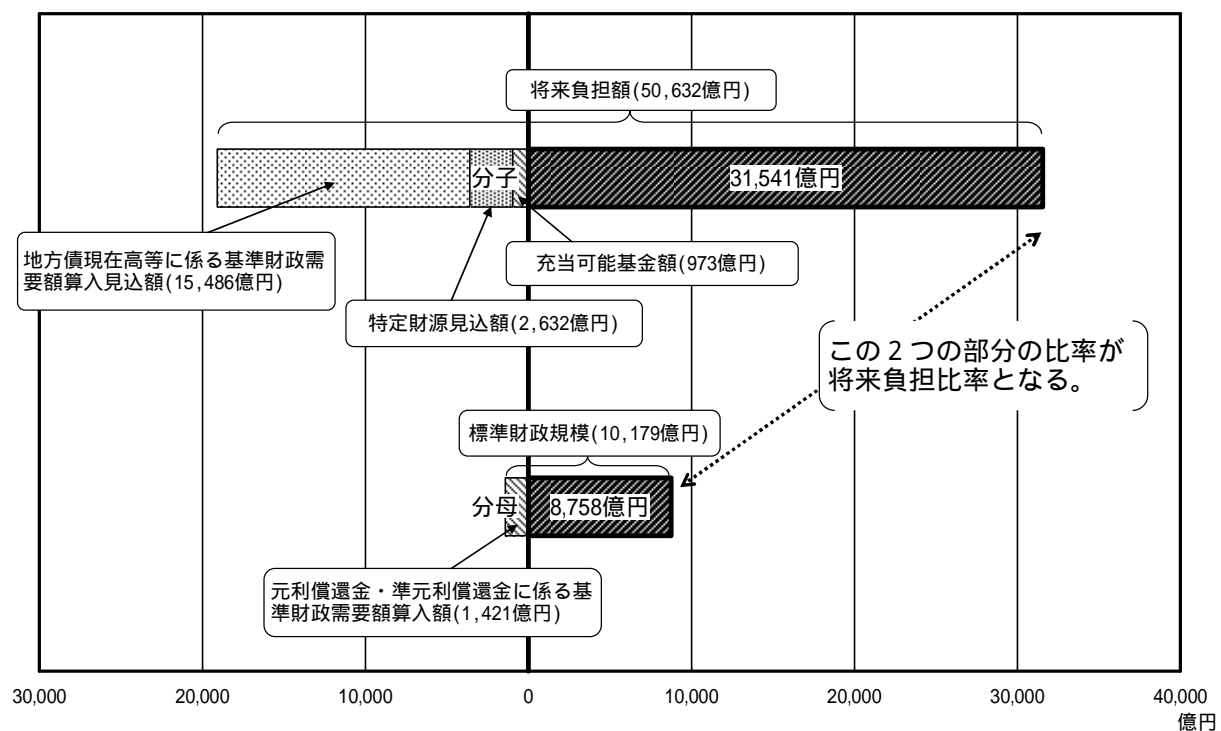
(分子)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減 ( )	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 4,178,472,883	千円 4,098,523,189	千円 79,949,694	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	86,919,565	82,828,842	4,090,723	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	109,430,899	113,048,869	3,617,970	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	0	0	0	
	退職手当負担見込額	594,404,237	622,426,593	28,022,356	
	設立法人の債務 等負担見込額	93,943,342	81,299,250	12,644,092	
	内 訳	兵庫県道路公社	15,906,079	21,529,055	5,622,976
		兵庫県土地開発公社	20,458,260	8,854,467	11,603,793
		社団法人 兵庫みどり公社	34,656,243	28,437,273	6,218,970
		兵庫県住宅供給公社	2,853,103	3,272,411	419,308
		財団法人 兵庫県園芸・公園協会	0	153	153
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	20,069,657	19,205,891	863,766
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,063,170,926	4,998,126,743	65,044,183		
差 引 く も の 額	充 当 可 能 基 金 額	97,254,941	117,772,064	20,517,123	
	特 定 財 源 見 込 額	263,250,147	228,536,776	34,713,371	
	地方債現在高等に係る基 準財政需要額算入見込額	1,548,596,379	1,505,663,167	42,933,212	
	計	1,909,101,467	1,851,972,007	57,129,460	
分子の額		3,154,069,459	3,146,154,736	7,914,723	

(分母)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減 ( )
標準財政規模		千円 1,017,870,460	千円 1,010,486,841	千円 7,383,619
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	142,118,013	140,762,066	1,355,947
分母の額		875,752,447	869,724,775	6,027,672

(参考) 平成20年度 将来負担比率の状況図



## 第 4 資金不足比率の状況

### 1 資金不足比率

会 計 名	平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減 ( )
病 院 事 業 会 計			
水道用水供給事業会計			
工業用水道事業会計			
電 気 事 業 会 計			
水 源 開 発 事 業 会 計			
地 域 整 備 事 業 会 計			
企業資産運用事業会計			
港湾整備事業特別会計			
流域下水道事業特別会計			

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

### 2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

( 参 考 )

1 新行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債 費比率 (3か年平均)	% 20.1	% 21.5	% 23.0	% 23.3	% 23.5	% 23.8	% 24.1	% 23.5	% 22.6	% 21.0	% 19.5
実績	19.9										
実質公債 費比率 (単年度)	21.8	23.7	23.4	22.9	24.3	24.3	23.8	22.4	21.5	19.2	18.0
実績	21.0										
将来負担 比 率	374.3	384.5	385.9	379.6	369.8	359.4	346.3	333.2	313.3	295.1	276.5
実績	360.1										

(注)平成21年3月19日に変更された新行革プランに基づき記載した。

## 2 用語の説明

### (1) 実質赤字比率関係

#### 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの

#### 一般会計等

一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計

#### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記以外に臨時財政対策債発行可能額を含める。

#### 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方公共団体の一般財源が不足した場合に、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができる不足分を補てんするために発行する特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

### (2) 連結実質赤字比率関係

#### 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの



(3) 実質公債費比率関係

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合は、県債管理基金の残高の不足する割合に応じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算され、その分同比率が上昇することになる。

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められたもの  
ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの  
イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの  
ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものであり、基準財政需要額算入額はこの基準財政需要額の算定において算入された額である。

(4) 将来負担比率関係

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社や土地開発公社の負債額及びその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額

地方自治法第 241 条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの

特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額

(5) 資金不足比率関係

資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額

解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

### 3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

